公告番号(機－1412C－01)

入札説明書

2014年12月17日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のタンザニア国アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

2014年12月17日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　競争入札に付する事項

(1) 案件名：タンザニア国アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材
(2) 主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）:傾斜可変型開水路装置
(3) 取引条件：船積渡し（技師派遣あり）
(4) 輸出者：受注者
(5) 船積港：日本国内港（受注者の手配による）
(6) 仕向港：ダルエスサラーム港
(7) 引渡期限：2015年7月31日
(8) 技師派遣期間：2015年9月～2015年10月
(9) 履行期間：2015年2月中旬～2015年10月30日

4　担当部署等

(1) 担当部署

郵便番号102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
調達部契約第三課（機材班）
電話03-5226-6643 ファクシミリ03-5226-6324
Email:　prtm2-kizai@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出場所、送付先

ア. 持参の場合

書類の授受・提出場所は、上記(1)のビル１階にある調達カウンター（調達部受付）となります。

書類の拝受は次の受付時間に限ります。
受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後5 時
（ただし、午後0 時30 分から午後1 時30 分を除く。）

イ．郵送の場合
送付先を調達部契約第三課（機材班）あてとしてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。また、締め切りを過ぎて接到した書類は無効とします。
開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に公告番号及び案件名、内容物を記入してください。

ウ．FAXの場合
FAXでの提出を可としている提出物の場合は、FAX送信後に必ず電話で接到を確認してください。接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。

エ．Emailの場合
Emailでの提出を可としている又は指定している場合は、prtm2-kizai@jica.go.jpにEmailで提出してください。その他のアドレスへの送付はご遠慮ください。

5　競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。
ア．契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ．公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
ウ．落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ．監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
オ．正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ．前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者
(4) 公示日において、平成25・26・27年度全省庁統一資格若しくは平成25年4月1日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「A」、「B」若しくは「C」又は「物品の販売」の「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされる者
(5) 上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」（次のURLにてホームページに掲載；http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03)にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「A」、「B」若しくは「C」又は「物品の販売」の「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

(6) 輸出実績を有する者

(7) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(9) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54 号）に定める禁止行為を行っている。

6　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記５の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等提出書類を提出し、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに提出書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。

ア. 申請受付期限：2015年1月14日（水）午後5時

イ．提出書類：

①全省庁統一資格保有者
- 競争参加資格確認申請書（所定の書式）
- 平成25・26・27年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- 返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）
- 下見積書

②全省庁統一資格保有者でない者
- 競争参加資格確認申請書（所定の様式）
- 返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）
- 資格審査用必要書類：以下のURL参照

  http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

  別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がなければ、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、資格審査用必要書類は省略できます。
- 下見積書

ウ．提出場所：上記４.参照

エ．提出方法：持参又は郵送（FAX、Email不可）

(2) 競争参加資格の確認の結果は2015年1月19日(月)付までの文書をもって郵送にて通知します。2015年1月22日(木)までに結果が通知されない場合は、上記４.にお問い合わせください。

(3) その他

ア．申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．当機構は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

ウ．提出された申請書は、返却しません。

エ．提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記４.を参照ください。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：2015年1月22日(木)　午後2 時まで

イ．提出場所：上記４.参照

ウ．提出方法：持参

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、2015年1月23日(金)までに書面により回答します。

8　本件入札に関する質問

(1) 機材仕様明細書書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

ア．質問受付期限：2015年1月9日（金）午後5時

イ．提出方法：当方での取りまとめの都合上、電子データでのご提出をお願いいたします。

送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp

メールの件名に【質問】と書き、本件の公示番号と件名を記載してください。

ウ．注意：

質問受付期限を過ぎてから届いた質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

(2)質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア．2015年1月14日（水）に以下のURLの「質問回答」欄に掲示する予定です。

質問内容によっては回答作成に時間を要する場合もありますが、遅くとも2015年1月19日（月）までに掲示します。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2014.html

イ．質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札会までに必ず確認してください。

ウ．質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。

また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（所定の様式）を提出してください。

ア．提出期限：入札執行日の前日まで

イ．提出場所：上記４．参照

ウ．提出方法：持参又は郵送（FAX、Emailも可とします。）

(2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3) その他

ア．辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ．提出された辞退書は、返却しません。

ウ．提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ．辞退書に関する問い合わせ先は、上記４．参照。

10　入札会の執行

(1) 日時：2015年1月27日(火)　午後2時00分

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構 108会議室

(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。
ア．競争参加資格確認通知書（写）1 通
イ．委任状（社印及び入札会出席者の印を必ず押印）1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要）
ウ．入札書3 通（最大入札回数３回）

11　入札者の失格

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。

(1) 競争に参加する者に必要な資格のない者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。
(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、当機構が定める契約競争参加資格停止措置規程に基づいた契約競争参加資格停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とし、入札執行（入札会）に参加できません。
(4) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
(5) 機構の職員の職務執行を妨害したとき。
(6) 他者の競争参加を妨害したとき。
(7) 機構の指示に従わなかったとき。

12　入札方法等

(1) 立会い入札会を行います。郵送又はFAX、Emailによる入札は認めません。
(2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
ア．機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
イ．梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
ウ．輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
エ．技師派遣にかかる経費
(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。海上貨物保険料は入札金額及び落札金額に含みませんが、落札後、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料を加算して契約金額とします。
(4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、また、技師派遣にかかる経費も海外業務のため 、契約金額に消費税はかかりません。

(5) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア. 代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印又は代表者印

イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並び代表者名及び受任者（代理人）とその者の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）

(6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことができません。

(7) 入札保証金は免除します。

(8) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年7月版）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00001moh22-att/i20140822.pdf

13 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。その回で落札者が決まらず再度札を入れる場合（再入札）には、入札に参加できます。

(1) 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。

(2) 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。

(3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確なとき。

(4) 条件が付されているとき。

(5) 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

14 落札者の決定方法

(1) 当機構の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

15 入札会手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

各入札会参加者は、競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が参加する場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。

入札参加者は原則として１名とします。

イ. 入札書の投入

各入札参加者は、所定の様式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

ウ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

エ．入札金額の発表
　　入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。
オ．予定価格の開封及び入札書との照合
　　入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。
カ．落札業者の発表
　　入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

(2) 入札途中での辞退
　「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記イにおいて投入してください。

金			辞				退			円

16　内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付け、落札価格に海上貨物保険料を加算した最終見積書を提出するものとします。
　当機構は最終見積金額を査定のうえ、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行いますが、被保険者は当機構になります。

(2) 落札者は、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を提出してください。
　7営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(3) 当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は、契約書（案）を雛型に基づき作成してください。
　(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。)
　契約書（案）の雛型は、当機構のホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。
　　雛型名称：船積渡し
　　http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

(4) 契約保証金は免除します。

17　契約締結後の提出書類

(1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結から30日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求めることがあります。

(3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
(4) 薬品を調達する場合は、受注者は、機材納品予定日の７営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
(5) 危険品があるときは、受注者は、契約締結から30日以内に、安全データシートを当機構に提出するものとします。

18. 安全保障輸出管理

(1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、契約締結から30日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
(2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結から30日以内に当機構に提出するものとします。
(3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
(4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

19. 留意事項

(1) 入札参加者は、「JICA海外向け資機材の手引き（高額機材）（2014年7月版）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから入札に参加するものとします。
(2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
(3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
(4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア．全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
イ．危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
ウ．全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
エ．その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

20. 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約

財産の買入れの場合、160万円を超える契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・３分の１以上２分の１未満

・２分の１以上３分の２未満

・３分の２以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

入　札　書

2015 年 1 月 13 日

独立行政法人国際協力機構
　契約担当役　理事　殿

住所
商号／名称
代表者役職名・氏名
代理人　　　　　　　　　　㊞

件名：タンザニア国アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材

　標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金									円

※　貨物海上保険料を除いた金額を記載のこと。

以上

※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記して下さい。
※ 代表者が入札を行う場合は、代表者印（役職印）を押印して下さい。
※ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、受任者（代理人）の氏名と押印が必要です。その場合は、代表者印（役職印）は不要です。
※ 入札価格には、以下の費用が含まれます。
　① 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
　② 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
　③ 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
　④ 技師派遣にかかる経費
※ 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、また、技師派遣にかかる経費も海外業務なので、消費税はかかりません。
※ 貨物海上保険料は含みませんが、落札した場合は貨物海上保険料を加算して契約金額とします。

仕様書

案件名：　タンザニア国アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材

1　機材種別とアイテム数

供与機材　／　１アイテム　（傾斜可変型開水路装置　１式）

2　調達目的・用途

工科大学における水文学及び灌漑施設設計の教育課程において、開水路における水理現象を再現する実験を行い、学生に水理学の諸原理を理解させる。

3　共通仕様

(1) 中古品は認めない。

(2) 電源：

単相　電圧 230V　周波数 60Hz　プラグ形状 BF 型

供給機材が現地電源に対応していない場合、ステップダウントランスの使用を認め、本契約で当該トランスを調達する。

(3) 銘板

銘板が取り付けられる機器については、英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

(4) その他

本件は、市販品の購入ではなく、特注品の製造に該当する。受注者は、用途・制約条件と設置場所の写真・図面を十分理解のうえ製造を行うこと。

受注者は、落札後すみやかに詳細仕様と図面を提出し、発注者の承認を得てから製造を開始する。

4　特記事項

(1)　技師派遣の有無：あり

(2)　現地作業・工事の有無：技師の指導のもと作業を行う労働者については、荷受人側が行うので、契約金額には含まないが、事前に打合せを要する。

以上

用途と制約内容

1. 用途

工科大学における水文学及び灌漑施設設計の教育課程において、開水路における水理現象を再現する実験を行い、学生に以下のような水理学の諸原理を理解させる。

- 水路傾斜、祖度、流量の関係
- 常流と斜流
- 比エネルギー、共役水深、フルード数
- 堰を越える流れ
- オリフィスゲート

2. 制約条件

(1) 設置場所：既設の実験棟（コンクリート、５階建ての１階（1 階部分と 2 階部分が吹き抜けになっている）にある水理実験室。詳細は写真と図面（設置フロア図面及び建物全体の図面③FOUNDATION PLANM AT THE BASEMENT の A～G の⑧～⑩、）のとおり。設置フロアに収まるように実験装置をレイアウトする必要がある。１階床に開口部があり写真では確認できるが、図面には表れていないので要注意。

(2) 面積：約 150 ㎡

(3) 天井の高さ：A～G：約 6m、G～J：約 2m

(4) 床スラブを支える梁がＢ～Ｆの線の位置にあるので、架台の基礎はこの梁の位置に合わせる。

(5) 開水路装置が設置される床（スラブ）は厚さ 25cm の鉄筋コンクリート構造、スラブを支える梁は高さ 70cm、幅 23cm のものが 3m ピッチで配置されている。（図面 14、19 参照のこと）この床に満流状態で開水路装置を設置して、床並びに梁の強度が確保されることを、構造計算により確認すること。

(6) 図面のＡ～Ｇの階下（地下１階）には貯水槽があるため、帰還水路は想定しない。

(7) 水路流末から還流させる水はＧより左のどこかの位置で、床スラブに開口部を作り、その開口部から下へ落とす。開口部は、図面のＢＣ間・⑨⑩間及びＤＥ間・⑨⑩間の位置に２つ、2900ｍｍ×1200ｍｍ程度で作るのがよいと考える。写真参照。

(8) 高架型量水槽への導水は、別添図面の「地下貯水槽開口部」と記入してある開口部（将来的には、グレーチングのようなものでカバーする）からポンプにて揚水する。（断水が日常的であるため、地下に大容量の貯水槽を設けることとしており、開水路実験装置への給水は、地下の貯水槽からのみとなる。）

(9) 図面のＡは鉄製可動シャッター。

(10) 図面のＧは壁（ブロック積みモルタル仕上げ）。

(11) 電源：ＡＣ230Ｖ、60Ｈｚ、単相、トランスの仕様を認める。プラグはＢＦ型。

機材仕様明細書

タンザニア国　アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
0	総則	（総則）1.電源の仕様について		
	General	各機材の（仕様）の中で、		
		電源：AC230V　60Hz　単相（トランス対応可）		
		と記載されている機材については、		
		供給機材が現地電源に対応していない場合、		
		ステップダウントランスの使用を認める。		
		納品者は、当該機材が正常動作するために必要な		
		定格容量を満たすトランスも合わせて納品すること。		
		また、契約内訳書作成時、個々のステップダウントランスの		
		定格容量を明記すること。 電源プラグはBF型をつけること。		
		2.本仕様に記載されている「程度」の範囲は、±10%の誤差とする。		
		3.別添「用途と制約条件」を参照のこと。		
		備考：据付される施設の高さは5m以下		
1	傾斜可変型開水路装置	（用途）工科大学における水文学及び灌漑施設設計の教育課程において、開水路における		
	Open Channel	水理現象を再現する実験を行い、学生に水理学の諸原理を理解させる。		
		最大20名程度の学生・教官が効率よく観察するスペースが必要。		
		水路装置の操作性・作業性が確保されるように装置の脇に十分な空きスペースが必要。		
		以下、参考銘柄の構成品にて仕様を示すが、用途に合致したものであればよい。		
		受注者は、製造開始前に仕様と図面を発注者に提出し、発注者の承認を得なければ		
		ならない。		
1-1	開水路本体	開水路本体：材質；鋼板又はステンレス鋼板（本体）		1基
	Main part of Open Channel	ガラス又は透明アクリル（観察側水路側壁）		
		水路内法寸法：50ｃｍ×50ｃｍ以上		
		水路高さ（移動レールを含まない）50cm以上		
		水路延長（樋頭水槽、ゲートボックスを含む。）：17m程度		
		別途図面で示す設置場所に設置可能な最長の長さとする。		
		設置高さ：観察しやすい高さであること		
		防錆性能：金属製の部品については、ステンレスと同等の防錆		
		性能を有していること。		
		観察用側壁：十分な透明度を有していること。また経年劣化		
		による透明度低下を生じないこと。		
		観察用側壁仕様：10cm間隔格子のマーキングを施すこと。		
		観測架台移動用レール：水路側壁両側上部に設置すること。		

機材仕様明細書

タンザニア国　アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
		架台：電動機による傾斜可変機構付き		1基
		傾斜可変範囲：0～1/40又はそれ以上		
		傾斜可変方式：電動式		
		電源：AC230V　60Hz　単相（トランス対応可）		
		傾斜可変速度：傾斜0から傾斜1/40に達する時間は2分以内		
		強度：開水路を満流にした場合でも、水理学的に流況に影響		
		を与えるようなたわみを生じないこと。		
		傾斜制御用機側スイッチボックス：水路本体近くに設置		
		勾配読み取り装置、自動停止装置要		
1-2	高架型量水槽	動作原理：堰を越流させて一定流量を開水路側に流し、余剰分を還流させる		1基
	Flow Regurating Tank	方式を想定しているが、同等の性能を発揮しうる別の方式による		
		ものでもよい。		
		ポンプにより汲み上げられた水の流量を制御して開水路に流入させる。		
		流況に影響を及ぼさないならば、水路装置本体と直交するレイアウト		
		も可とする。		
		十分な防錆性能を有する。		
		流量制御精度：堰を越える流れの観察や跳水現象の観察など、一般的な水理実験が		
		円滑に行える精度並びに操作性を有すること。		
1-3	流速計検定台車装置	用途に合致するもの		1基
	Basement for caribration for			
	current meter			
1-4	計器移動装置	用途に合致するもの		2基
	Basement for measuring apparatus	ポイントゲージその他の計測器の設置・移動のための装置		
1-5	スルースゲート	オリフィス実験に使用する。		1基
	Sluice Gate	ゲート設置位置：開水路中央部		
		ゲートの止水性能：止水材等を併用し完全な止水性を発揮すること。		
		防錆性能等：十分な防錆性能を有し、メンテナンス・フリーであること。		
		スルースゲートは完全に離脱可能な仕様であること。		
1-6	エスカレーションゲート	長時間湛水時に使用する。		1基

機材仕様明細書

タンザニア国　アルーシャ工科大学灌漑人材育成能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		電動式　電源：AC230V　60Hz　単相（トランス対応可）		
		防錆性能等：十分な防錆性能を有し、メンテナンス・フリーであること。		
1-7	沈砂受水槽	機能：掃流・堆砂シミュレーションに用いる砂等を分離し、水のみを水源		1基
	Sediment Separation Tank	に還流させる機能を有すること。		
1-8	揚水用ポンプ	地下貯水槽から高架型量水槽に揚水する。		1式
	Pump	電動式　電源：AC230V　60Hz　単相（トランス対応可）		
		流量は100l/秒＝6トン／分以上		
		台数割は指定しない。		
		揚程：約5m		
1-10	付属品	取扱説明書（英文、1式）		1式
		部品ﾘｽﾄ（英文、1式）		1式
		同機交換用部品（本体価格の5%以上）		1式
		【参考銘柄】　傾斜可変型開水路実験装置	マルタニ試工	
		［構成］　HO-11　傾斜可変型開水路実験装置		1式
		HV-12　高架型量水槽		1基
		HF-1　流速計検定台車装置（2基）		2基
		計器移動装置（1基）		1基
		HF-13A　スルースゲート（1基）		1基
		HF-11A　エスカレーションゲート（1基）		1基
		沈砂受水槽（1基）		1基
		揚水用ポンプ		1式
		Assembling Manual for HO-11（英文、1部／台）		1部
		特別付属品　同機交換用部品（本体価格の5%以上）		1式
2	据付技師	※別添「技師派遣条件書」を参照のこと		14人日
		据付用工具、消耗品等一式を含む。		

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

ATC

Arusha, TANZANIA

C/No. （ケース番号/ケース数）

(2)サイド・マーク(赤字)

☑英語：　TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

□仏語：　COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

□西語：　COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON

□中国語：　日本国政府技术合作

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク(FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4)注意事項

①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

②梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2　梱包条件

ア　海上輸送・航空輸送の共通事項

(1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
(2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
(3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
(4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
(5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
(6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
(7)付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ　海上輸送梱包
(1)長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
(2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
(3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴桟を打ちつけること。
(4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
(5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
(6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること 。

(7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
(8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

ウ　航空輸送梱包
(1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
(2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
(3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、充分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ　JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には充分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
(4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
(5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
(6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
(7) 温度管理品（冷蔵品、冷凍品）は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

以上

輸送条件書

1　業務内容

（1）　仕向港までの海上輸送手配

（2）　仕向港から仕向地までの輸送

（3）　仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（4）　輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き

（5）　船積書類（B/L／Airway Bill、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（6）　輸出通関手続き

（7）　危険品がある場合の諸手続き

（8）　温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

（9）　貨物海上保険付保

（10）経由国を通過するための諸手続き

（11）上記に付随する業務

2　輸送条件

（1）船積港　日本国内港（受注者の手配による）

（2）仕向港　タンザニア国ダルエスサラーム港

（3）仕向地　タンザニア国アルーシャ市　アルーシャ工科大学

（4）輸送方法と対象　　全品海送

（5）業務の範囲　仕向地における荷卸しまで

（6）安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア）　船齢は１５年以下

（イ）　船級を有していること

（ウ）　国際総トン数１０００トン以上

（7）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

(8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

（受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。）

(9) その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちやRO/RO船のランプウエイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

３　貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険Open Policyに基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・海上輸送＋内陸輸送　陸揚港荷揚げ後120日

４　輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

発注者に速やかに提出すること（航空輸送の場合、原則として出発予定日の14営業日前までに①②③⑪を提出のこと。）。

	提出書類名	海上輸送
①	海上輸送：Bill of Landing ＊	正３部、写３部
②	Invoice **	６部
③	Packing List	６部
④	保険証券	正２部、写１部
⑤	保険計算書	正１部、写１部
⑥	検量証明書***	正１部、写５部
⑦	原産地証明書	正１部、写５部
⑧	領事査証	不要
⑨	梱包材熱処理証明書等****	不要
⑩	木材証明書	不要
⑪	輸送日程報告カード（予定）	１部
⑫	輸送日程報告カード（確定）	正２部、写１部
⑬	輸送日程報告カード（到着）	１部
⑭	輸出許可通知書	１部

＊　B/L は仕向港までの一貫した輸送責任を有する荷受人宛の運賃払込済み無故障

船荷証券とする。

** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*** 海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

**** 経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項 (住所、TEL 等は輸送書類作成時に確認のこと)

(Consignee)
JICA TANZANIA OFFICE
ATTN:Project for Irrigation Human Resource Development by Strengthening the Capacity of ATC(Arusha Technical College)
Arusha TANZANIA

(Notify Party)
Same as consignee

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)
以下の文言を記入すること。
The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.

以上

技師派遣条件書

１　対象機材：開水路実験装置

２　業務内容：
対象機材の開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導。

３　技師の資格
メーカー所属又は公認の技師であること。

４　想定派遣人数、工数：
2名×7日＝合計14人日
据付用資材・工具一式（1式）を持参すること。
備考：据付技師の指導の下、据付作業を行う労働者は、現地プロジェクト側で手配する。必要人数等は事前に打ち合わせる。

５　スケジュール（案）

日	業　務　内　容
１	技師所属先所在地出発
２	現地到着
３	開梱・検収
４～９	据付・調整
１０	動作検証
１１～１２	操作・保守指導
１３	JICA在外事務所への報告、現地出発
１４	技師所属先所在地到着

６　派遣手続き：
（１）　受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。
タンザニアは以下の手続きが必要。
A　査証：シングル入国ビザ（渡航目的「Mission任務（B1)」）
*Contact AddressにはJICA事務所の住所を記入すること。
*在京タンザニア大使館にて取得。一般旅券による渡航で、個人コンサル

タントの場合は、所管部に依頼の上、推薦状を取得。

B　就労許可（Work Permit　(W/P) ）
*JICA事務所にて手続きし、完了次第、渡航者へメール送付するので入国時携行。
そのための提出書類：
・英文履歴書pdf（到着5週間前事務所必着）
・旅券コピーpdf（到着5週間前事務所必着）
・パスポートサイズ写真5枚(到着2週間前事務所必着)

（２）　受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。

（３）受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。必要な情報は次のとおり。
・技師氏名（英文）　・国籍　・パスポート番号
・所属先及び緊急時の連絡先
・宿泊先　　・フライトスケジュール
・業務スケジュール

7　契約に含む費用：
契約には以下の費用を含む。
・旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
・人件費
・ビザ等入国のために必要な経費
・業務に必要な資材・工具の運搬費用
・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
・その他必要な経費

8　支払：
技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。
請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

9　安全対策措置等
（１）　受注者は、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に

関する情報を継続的に収集し、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

（２） 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

（３） 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

（４） 発注者は、受注者の要請があった場合及び緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

10　参考情報：

☑写真：建物及び設置フロアの写真

☑図面：建物全体の図面

以上